最終更新日：2017年12月26日
日本ファルコム株式会社
代表取締役社長　近藤季洋
問合せ先：042-527-0555
証券コード：3723
http://www.falcom.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、遵法経営と株主利益の尊重を大前提に、経営効率の追求による利益の最大化を図り、その結果については透明性の高い情報開示を通じてすべてのステークホルダーの裁定を得ることが肝要と考えております。具体的には、監査役の独立性、監査の実効性の確保による取締役等の職務へのチェック機能の強化、取締役会による合議を通じた迅速な意思決定と業務執行の妥当性チェック、適時情報開示体制の更なる強化等を実施し、従業員、株主、取引先、債権者、顧客等、当社を取り巻くすべてのステークホルダーの利益極大化を目指してまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社日本ファルコムホールディングス	4,160,000	40.46
加藤正幸	1,150,000	11.18
加藤圭	498,900	4.85
加藤翔	495,000	4.81
五味大輔	480,000	4.66
石川三恵子	144,200	1.40
草野孝之	143,300	1.39
小沼滋紀	121,600	1.18
近藤季洋	76,800	0.74
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	75,900	0.73

支配株主（親会社を除く）の有無	加藤正幸
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取引開始にあたっては取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人より会計監査の内容や結果等について報告を受けるとともに、必要に応じ、監査計画、監査実施状況等についてのミーティングを持ち、情報の交換、共有化を行い、相互連携による監査を実施しております。また、内部監査人は監査役会と随時ミーティングを行い、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村山富男	税理士													
石原彰生	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村山富男	○	―――	業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただくことが期待できるため。
石原彰生		株式会社呉ソフトウェア工房代表取締役	企業経営における豊富な経験や識見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことが期待できるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

監査役は原則として全員が毎回取締役会に出席し、必要に応じて意見の陳述を行っております。さらに、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、業務遂行状況及び経営状態の調査等を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員報酬の算定方法として業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

総額による開示で十分理解を得られるものと考えられるため。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の年間報酬総額　41百万円
監査役の年間報酬総額　9百万円

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

コーポレートユニットが事務局となり、サポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

以下の体制で業務執行、監査・監督を実施しております。

a. 取締役会

取締役会は、取締役4名によって効率的に運営され、経営上の事項について迅速な意思決定を行っております。原則、月1回の取締役会の開催に加え、重要な議案が生じたときは、適宜取締役会を開催しております。なお、取締役会においては全て監査役出席のもとに決議され、コンプライアンスの徹底を図っております。

b. 監査役会

監査役監査については、現在3名の監査役（内2名は社外監査役）が選任されており、監査を実施しております。また、監査役は原則として全ての取締役会に出席し、企業経営の健全性、取締役の職務執行を監督しております。

c. 内部監査

内部監査については、当社は人員規模の観点から、社長を監査責任者として、それぞれの部署間において各部署の部長による相互監査を実施しております。

なお、今後、組織・業務量等、会社の規模が拡大した際に内部監査部門を設置することを検討しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、監査役が企業経営の健全性、取締役の職務執行を監督することにより、健全な経営体制を構築しております。また、独立性の高い社外監査役を選任することにより、透明性の高い経営が行われるものとして、現状のコーポレートガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご来場いただけるよう、午後開催としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役による説明会を定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、その他の会社情報を開示しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「倫理規程」に規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「倫理規程」に規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・内部統制システムに関する基本的な考え方
当社では、内部統制システム構築の基本方針を以下の通り定め、整備を進めております。
1．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び従業員の職務の執行が法令、定款及び社内規定に準拠し、適正かつ健全に行われるために、取締役会は実効性ある内部統制システムの構築と、会社による全体としての法令定款順守の体制の確立に努める。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、社内規定等に基づき、職務の執行に係る情報を文書または、電磁的媒体で記録し、取締役、監査役が適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存、管理する。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査担当者が部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定時取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行う。また、取締役会規定等に基づく職務権限、意思決定に関する規則により、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採る。
5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する選任スタッフを配置するとともに、必要に応じて管理部門のスタッフが補助する。
6．監査役を補助する使用人の独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助するスタッフに関する人事異動、人事評価懲戒処分等については、監査役の承認を得なければならない。監査役の職務を補助するスタッフは、取締役及び上長の指揮命令を受けないものとする。
7．取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合、遅滞なく監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
8．監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び従業員に対し、監査役への報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当該報告の協力を行った者についても同様とする。
9．監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、関係部門において検討し、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は内部監査担当者と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて調査を求め、適切かつ効果的な監査業務の遂行を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．基本方針
当社は、反社会勢力とは関係を持たず、不当な介入に際しては断固排除することを基本方針としております。
2．整備状況
警察、関係団体、弁護士等の外部専門機関と連携を保ち、会社組織として組織的な対応が可能な体制を構築しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【参考資料（模式図）】

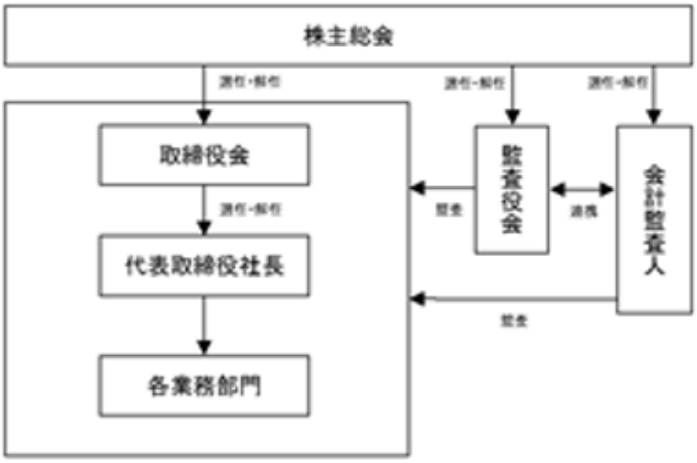

【適時開示体制の概要（模式図）】

